

議事要旨(4) 企業会計基準適用指針公開草案第 12 号「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理(案)」のコメント紹介

企業会計基準適用指針公開草案第 12 号「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理(案)」については平成 17 年 9 月 7 日から 10 月 11 日の期間で外部からのコメントの受付を終了している。

寄せられたコメントの概要と検討しているコメントへの対応案の報告がなされ、この事項について審議がなされた。

高津研究員から報告されたコメントの概要と対応案の概要は次のとおりである。

NO.	論点の項目	報告されたコメントの概要と対応案
1.	配当の対象となる有価証券を減損した期における配当 (公開草案第 5 項、第 12 項)	その他資本剰余金を配当原資としながらも、受け取った株主側で受取配当金として処理することができる場合を示すのであれば、逆に留保利益を配当原資とした配当においても投資の払戻しとして取り扱うべき場合もあることを示すべきであるというコメントが寄せられた。このコメントに対応し、適用指針の末尾にて留意的に記載することを検討している。
2.	結合後企業からの配当を収益として計上できる場合 (公開草案第 5 項、第 16 項)	配当受領額を受取配当金として計上できる場合において、公開草案第 5 項(2)「配当を受領した株主が当該企業再編に関して投資先企業の株式交換損益を認識していないことを前提とした」ことにつき、企業結合・事業分離等の会計基準における考え方との関係を含めて、この前提を今回の改正で追加された背景を整理することが望ましいというコメントが寄せられた。このコメントに対応し、「結論の背景」に「株式交換損益」に関する追加記載をすることを検討している。
3.	その他資本剰余金の処分によるものかどうか不明な場合 (公開草案第 6 項)	コメントが最も多かった点である。公開草案第 6 項にて、「剰余金を配当する会社は、取締役会等の会社の意思決定機関で定められた配当金の原資を速やかに公表することが望ましい。」とした点について、この取扱いを原則強化すべきというコメントや、公表手段等について統一的な取扱いを示して欲しいというコメントが寄せられた。しかし、公開草案の「速やかに公表することが望ましい。」以上の取扱いを本適用指針で示すことは困難と考えられ、コメントに対応することは考えていない。この取扱いについての記載を「結論の背景」に移すことを検討している。  なお、決算日後に決議された配当については、その原資を株主資本等変動計算書の注記事項とする方向で検討している。

NO.	論点の項目	報告されたコメントの概要と対応案
		<p>「配当原資が不明な場合に受取配当金で処理していたところ、その他資本剰余金の処分であることが判明した場合の修正処理」について、配当を受ける側は、どの程度まで確認すればよいのかについて実務上の扱いを明示して欲しいというコメントが寄せられた。このコメントについては、基本的には受け取った会社側で対応を検討すべき事項であると認識しており、直接的な対応は検討していない。しかし、金額的な重要性について記載することで、金額的な重要性がある場合にのみ厳格に対処すべきという趣旨を明記する対応を検討している。</p>

委員等からは、寄せられたコメントを受けて、留保利益を配当原資とした配当においても投資の払戻しとして取り扱うべき場合もあることを最終的な標記適用指針において記載するという事務局案に対し、以下のような意見が示された。

現在、検討されている文案では、明示されていない条件次第で投資成果の分配とすべきケースと、投資の払戻しとすべきケースのどちらも考えられ、後者の会計処理が適当であると断定するためには条件が不足している。

この点について記載するのであれば、まずは会計処理の選択についての本来的な考え方が示された上で、留保利益を原資とした配当についての留意的な記載が検討されるべきである。

また、配当原資が不明である場合は、受取配当金として計上できるものとしている趣旨についても記載すべきではないか、という意見があった。

その他、内容の確認や表現及び字句修正について委員等から意見があった。

これらの意見を踏まえて、引き続き専門委員会において検討を行うこととされた。

以 上